

令和5年 教育委員会第8回定例会 会議録

日時 令和5年5月23日（火） 午後3時00分～午後4時14分
場所 教育委員会室

議事日程

第 1 協議

(1) 千代田区立少年自然の家条例施行規則の一部を改正する規則について

第 2 報告

【子ども総務課】

(1) 子ども部に係る令和5年第2回千代田区議会定例会案件について【秘密会】

(2) 教育委員会の傍聴方法等の変更について

【子育て推進課】

(1) 低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（令和5年度）の支給について

【学務課】

(1) 令和5年度 学級編制（令和5年5月1日現在の児童・生徒・学級数）について

(1) 令和5年度 学校保健会総会の開催について

(1) 5類感染症への移行後の学校における新型コロナウイルス感染症対策について

(1) 臨海学校実施場所の変更について

【指導課】

(1) 令和6年度使用教科用図書採択について

(2) いじめ、不登校、適応指導教室の状況（令和5年度4月）

第 3 その他

【子ども総務課】

(1) 教育委員会行事予定表

(2) 広報千代田（6月5日号）掲載事項

出席委員（5名）

教育長	堀米 孝尚
教育長職務代理者	金丸 精孝
教育委員	長崎 夢地
教育委員	俣野 幸昭
教育委員	佐藤 祐子

出席職員（11名）

子ども部長	亀割 岳彦
教育担当部長	大森 幹夫
子ども総務課長	小玉 伸一
教育政策担当課長	原水 珠代
副参事（特命担当）	大塚 光夫
子ども支援課長	湯浅 誠
子育て推進課長	小阿瀬 広道
児童・家庭支援センター所長	吉田 啓司
学務課長	大塚 立志
子ども施設課長	赤海 研亮
指導課長	山本 真

欠席委員（0名）

欠席職員（0名）

書記（2名）

子ども総務係長	江口 友規
子ども法制担当係長	高橋 祐樹

堀米教育長	<p>開会に先立ちまして、本日、傍聴者から傍聴申請があり、傍聴を許可していることをご報告しておきます。</p> <p>ただいまから令和5年教育委員会第8回定例会を開会します。</p> <p>本日、教育委員は全員出席です。</p> <p>今回の署名委員は、長崎委員にお願いします。</p>
長崎委員	承知しました。
堀米教育長	議事日程に先立ちまして、オンラインで出席している幹部職員の点呼を、子ども総務課長、お願いします。
子ども総務課長	<p>はい。本日、幹部職員のうち、議場出席しておりますのが、子ども部長、教育担当部長、子育て推進課長、子ども施設課長、学務課長、指導課長、そして、私、子ども総務課長でございます。</p> <p>オンライン出席している幹部職員は、私が職名を呼び上げますので、返事をお願いいたします。</p> <p>教育政策担当課長。</p>
教育政策担当課長	はい。教育政策担当課長です。
子ども総務課長	子ども支援課長。
子ども支援課長	子ども支援課長、湯浅でございます。よろしくをお願いいたします。
子ども総務課長	児童・家庭支援センター所長。
児童・家庭支援センター所長	児童・家庭支援センター、吉田です。

子ども総務課長
九段中等教育学校経営企画室長
子ども総務課長
堀米教育長

九段中等教育学校経営企画室長。
はい。九段中等、大塚です。よろしくお願いします。
以上のとおりの出席状況でございます。
はい。

本日の議事日程をご覧ください。日程第2、報告事項のうち、子ども部に係る令和5年第2回千代田区議会定例会案件につきましては、意思形成過程に関する案件のため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項の規定により、秘密会として取り扱わせていただきたいと思いますので、決を採ります。

子ども部に係る令和5年第2回千代田区議会定例会案件について、秘密会で取り扱うことに賛成の委員は、挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

堀米教育長

はい。ありがとうございます。全員賛成です。
こちらの案件につきましては、会議の最後に取り扱わせていただきます。

◎日程第1 協議

子ども施設課

(1) 千代田区立少年自然の家条例施行規則の一部を改正する規則について

堀米教育長

それでは、日程第1、協議事項に入ります。千代田区立少年自然の家条例施行規則の一部を改正する規則につきまして、子ども施設課長、説明をお願いします。

子ども施設課長

千代田区立少年自然の家条例施行規則の一部改正について、資料を基にご説明させていただきます。

子ども施設課長

千代田区立少年自然の家条例施行規則の一部改正についてですが、本件は、具体的には、メレーズ軽井沢の食事料金の改定についてです。こちらの資料ですが、1番の改正の趣旨、読み上げます。昨今の急激な物価高騰に伴いまして、メレーズ軽井沢の食材費の負担が増えてきているという状況がございます。そうしたことから、現在の食事内容での提供継続が大分困難になってきているという状況がございまして、食事料金を改定するというものでございまして、本日ご協議をさせていただければということで、上程しております。

2番の改正の内容ですが、朝・夕の食事料金の改定でございます。主に、通常期の大人夕食料金を現在の1,800円から1,900円に、子どもは同じになるのですけれども、朝食について、600円から700円になります。また、年末年始、これは特別な期間ということで、朝・夕食2食となっておりますが、大人が4,200円から4,400円に、子どもが3,100円から3,300円にそれぞれ改定させていただく前提というものでございます。

こちらは、食事料金につきましては、千代田区少年自然の家条例施行規則に規定がされているということから、今回、当該規定を改正したいというこ

とで、説明をさせていただいているところでございます。

施行期日は、今年の10月1日でございます。つまり、10月1日以降の宿泊からの適用となります。

5番、改正に伴う対応や予定についてですが、広報千代田（6月20日号）のほか、区のホームページ及びメレーズ軽井沢のホームページに6月20日に掲載をする予定でございます。

こちらは、先ほど、10月1日以降の宿泊からの適用と申し上げているところでございますが、10月1日の宿泊受付が7月1日から開始となりますので、6月20日号には掲載をする必要があるという状況でございます。

また、今後の予定につきましては、本日、こちらに協議ということで出させていただきますまして、次回の教育委員会で議案として、また上程をさせていただき、ご議決を賜りたいと考えているところでございます。

その他といたしまして、10月1日からの宿泊分で適用と申し上げているところではあるのですが、事実上、9月24日から10月2日の間で、ボイラーの改修工事に伴う臨時休館があります。また、10月3日、4日が休館日に当たっているということで、実質的には、10月5日の宿泊分からの適用となる予定でございます。

ご説明は以上でございます。

堀米教育長

はい。

ご質問等ありましたら、お願いします。

俣野委員

すみません。

堀米教育長

はい。俣野委員、どうぞ。

俣野委員

これは、朝食は大人も子どもも一緒によろしいということですか。

子ども施設課長

はい。朝食につきましては、大人も子どもも同じ料金を頂戴しております。

俣野委員

ありがとうございます。

堀米教育長

金丸委員。

金丸委員

もちろん、今の状態で、これは当然のことだろうと思うのですが、他方で、心配しているのは、この値上げの幅で、またすぐに上げなければいけないような問題が起きる可能性があるという意味では、もう少し幅を持たせたほうがいいのかという考え方もあろうかと思うのですが、その辺はどうお考えでしょうか。

堀米教育長

はい。子ども施設課長。

子ども施設課長

はい。原価率という言い方でいいますと、この令和3年度、4年度では、平均して140%ぐらいということで、40%ぐらいオーバーしているという状況がございます。では、それを食事料金にそのまま転嫁できるかということ、なかなか難しい状況です。例えば、2020年、令和2年の物価指数と令和4年の物価指数で比較をしてみたところ、実は、令和2年度にも一度値上げをさせていただいて、そのときも、22年ぶりの値上げということで、物価指数を基にしているのですが、今回もそれになぞらえるとどうだろうと

ということで、3年前に値上げをしたときと同じ品目をちょっと見比べてみたところ、その品目だけで見ると、年率で、平均4.7%ぐらいの上昇率になっていると。という状況から、あとは、激変緩和もということで、5%ぐらいの上昇が取りあえずは妥当ではないかということで、内部でも検討しまして、今回、5%というのを軸に計算させていただいたのが、こういった料金になっているというところでございます。

ご指摘のように、今後、数日前の新聞にも一気に1年間で3.何%の物価上昇が見込まれたというのがありますので、もしかしたら、今後もそういったことで、少しずつか、あるいつときで値上げをさせていただく可能性はゼロではないと思いつつも、ただ、いわゆる区の施設としての料金の低廉さの魅力ですとか、比較的食事がおいしいというバランスの中で、どうしていくかは検討していきたいと考えているところでございます。

金丸委員
堀米教育長
長崎委員

はい。ありがとうございます。よろしく願いいたします。

はい。長崎委員。

今のご説明で、やはり区としてもというところで、あまり前もって値上げしておこうというのはできないというのはよく分かるので、またそういう時期が来たら、値上げをするというのでよろしいのかと思います。ただ、今回、10月1日からの予約開始が7月1日ということで、このような話が上ってきたのですけれども、だったら、もう少し早く着手して、もうちょっと早く値上げができればよかったのかというのを少し感じました。

以上です。

堀米教育長
子ども施設課長

はい。子ども施設課長。

ご指摘、恐縮でございます。

実は、当初、先ほど申し上げた値上げとして、もうちょっと大きな振れ幅を考えていたところだったのですけれども、いや、ちょっと待てということで、もう少し、先ほど申し上げたような中で、激変し過ぎると、ちょっと影響としてどうだろうということがありました。その当時は、7月1日から適用するというので、昨年度末ぐらいにこうした協議をさせていただく予定でしたのですけれども、やはり1月、2月の中で、いや、これはちょっと急激に上げ過ぎで、もう少し社会状況を見ていく必要があるだろうということで、少し後ろ倒しをさせていただいたという状況が実はございます。

ですので、本当であれば、もう少し前にやっておくべきだったのですけれども、検討に少し時間を頂いたというところで、おわび申し上げたいと思います。

長崎委員
堀米教育長

はい。ありがとうございます。

ほかにありますか。

佐藤委員、どうぞ。

佐藤委員
子ども施設課長

通常期の子どもの料金が据置きは、どういった理由でしょうか。

先ほど5%程度の値上げとご説明させていただいたのですけれども、それぞれで5%を掛けていく中で、10円単位の値上げの部分もあろうかという中

で、実をいいますと、例えば、大人の方が1,800円と朝食料600円で、5%を掛けますと。そうすると、トータルで2,600円になったと。それを改めて朝食と夕食に振り分けてみたところ、おおむねそれぞれの5%で、何十何円、何十何円となったときに、100円単位で上げようという計算をしたときに、子どもの夕食料金だけがちょっとそこがうまく調整が必要になってきました、その代わり、朝食料金に跳ねるといことで、結果的には、同じ金額とは見えてしまうのですけれども、計算上は、トータルでの5%程度の値上げをさせていただいているという状態でございます。

堀米教育長

はい。

ほかにごございますでしょうか。

内部努力を相当してもらっているということで。

子ども施設課長

はい。さようでございます。仕入先を変更したりとか、常々、そういった工夫をしていただいているのですけれども、その工夫が今後さらにどこまでできるかというところも相談しながら進めていきたいと思っております。

堀米教育長

ぜひ、よろしくお願いいたします。よろしいでしょうか。

(なし)

堀米教育長

それでは、この案件は、次回、議案として提出させていただきますので、よろしくお願いいたします。

◎日程第2 報告

子ども総務課

(2) 教育委員会の傍聴方法等の変更について

子育て推進課

(1) 低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（令和5年度）の支給について

学務課

(1) 令和5年度 学級編制（令和5年5月1日現在の児童・生徒・学級数）について

(1) 令和5年度 学校保健会総会の開催について

(1) 5類感染症への移行後の学校における新型コロナウイルス感染症対策について

(1) 臨海学校実施場所の変更について

指導課

(1) 令和6年度使用教科用図書採択について

(2) いじめ、不登校、適応指導教室の状況（令和5年度4月）

堀米教育長

それでは、日程第2、報告事項に入ります。

教育委員会の傍聴方法等の変更につきまして、子ども総務課長、説明をお願いいたします。

子ども総務課長

はい。子ども総務課長でございます。資料をご覧ください。教育委員会の

会議の傍聴方法及び出席方法の変更についてでございます。

この5月8日から新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが「2類相当」から「5類」に移行されております。これに伴いまして、教育委員会の傍聴方法と幹部職員の出席方法を次のとおり変更するというご報告でございます。

まず、項番1番、(1)傍聴方法でございますけれども、教育相談室でのオンライン配信による傍聴をしておりましたが、教育委員会室での傍聴に変更するというものでございます。

続きまして、(2)番、幹部職員の出席方法につきましては、今まで自席でのオンライン出席でございましたが、原則、教育委員会室での出席に変更するものでございます。ただし、千代田区教育委員会会議規則第14条第2項において準用する第3条の2第2項各号の規定する条件に該当する場合はオンライン出席することができるということで、その条件が資料中の四角囲いに記載してございます。

条件といたしましては、(1)から(3)まで、3つございまして、新型インフルエンザ等対策特別措置法、まさに今回の新型コロナウイルスに関連する場合、それから、(2)交通機関の途絶等により会議の場所までの交通手段が確保できない場合、それと、(3)の教育長が必要と認める場合でございます。庁外職場、主に、児童・家庭支援センターであるとか、九段中等教育学校のケースが想定されるかと考えております。

項番2の開始時期といたしましては、傍聴方法につきましては、本日、5月23日の第8回定例会から、幹部職員の出席方法につきましては、6月13日火曜日、第9回定例会、次回から実施を予定しております。

3番、その他でございます。教育委員会室のリニューアル後の9月以降につきましては、これは案でございますけれども、今まで議事録などが比較的時間がかかるということがございましたので、意思決定の透明性を高めるためにも、この教育委員会の会議をユーチューブで録画配信するということを案として考えております。そうしますと、遅くとも翌日までにアップをすることができまして、透明性を高めることができるかと事務局では考えております。

報告は以上でございます。

堀米教育長

はい。以上でございます。

ご質問ありましたら、お願いいたします。

よろしいでしょうか。

(なし)

堀米教育長

今日からと、それから、(2)は第9回定例会から実施するというようなことで、よろしく願いいたします。

子ども総務課長

よろしく願いいたします。

堀米教育長

それでは、続きまして、低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(令和5年度)の支給につきまして、子育て推進課長、説明をお

子育て推進課長

願います。

はい。ご説明をさせていただきます。

それでは、子育て世帯生活支援特別給付金（令和5年度）の支給につきまして、ご報告、ご説明をさせていただきます。

今年も、低所得の子育て世帯に対しまして、給付金を支給することとなっております。給付額につきましては、1番に記載のとおり、児童1人当たり5万円でございます。

対象は、ひとり親世帯、その他世帯になりますが、この2つ同時というか、同じような時期に給付するのが今年で3回目ということになります。今対象のひとり親世帯でございますが、①のとおり、令和5年3月分の児童扶養手当受給者、こちらがまず対象になっておりまして、②公的年金受給によりまして、児童扶養手当が支給されない世帯につきましても、対象となっております。そのほか、③といたしまして、家計が急変いたしまして、児童扶養手当受給世帯と同じような水準になってしまう世帯、こちらも対象として入れ込んでいることとなります。

(2)のその他世帯でございます。令和4年度の千代田区のその他世帯給付金、こちらを千代田区から受給している方が対象になりまして、こちらは、令和4年度の住民税均等割が非課税の世帯ということになります。昨年度の対象者にもう一度お配りしますという流れだと思います。そのほか、②といたしまして、家計が急変いたしまして、住民税非課税世帯水準、同じような状況まで所得が下がってしまった方も対象となっているところでございます。

ひとり親世帯、その他世帯を合わせまして、1,400人を見込んでおるところになります。

支給の方法につきましては、3番に記載のとおり、児童扶養手当受給者と住民税非課税世帯の去年の受給者につきましては、申請が要らないというところで、あらかじめ登録を頂いている口座に振り込むという流れでございます。そのほかにつきましては、申請が必要になるというところでございます。

4番の予定経費でございます。給付費と事務費を合わせまして、7,567万8,000円を見込んでおります。全額国庫負担で、令和5年度の予備費を充用するというところでございます。

内訳につきましては、ご覧のとおりでございます。

スケジュールでございます。申請が要らない方につきましては、5月31日に振込みの予定でございます。

(2)申請が必要な方につきましては、6月1日から来年の2月29日まで申請を受け付けまして、お支払いをしていくという流れでございます。

続いて、6番、周知でございますけれども、既に5月20日広報紙とホームページに掲載をしているほか、6月5日号にも改めて掲載をさせていただく予定でございます。状況を見ながら、申請の勧奨も随時行っていきたくと思

っているところでございます。

最後、7番に過去の給付実績を載せてございますので、後ほどご覧を頂ければと思います。

簡単ですが、ご説明につきましては以上でございます。

堀米教育長

はい。

ご質問等ありましたら、お願いいたします。

これは3年目ですよ。

子育て推進課長

はい。3年目でございます。

堀米教育長

はい。

よろしいでしょうか。

金丸委員

すみません。1点だけ。

堀米教育長

はい。金丸委員。

金丸委員

これについて、異存があるわけではないのですけれども、いつもこれを見ると思うのですけれども、子どもに本当に使われるのかという疑問があって、これは、多分、世帯主の口座に原則的に入ってしまう。結構、千代田区だと、そういうことはあまりないかもしれないけれども、普通の地方公共団体の状況だと、父親がそのお金を持って遊びに行ってしまうとか、ギャンブルに走ってしまうということが結構あるのです。それを何か止める手段というのは、やはり見つからないのですか。

子育て推進課長

そうですね。それぞれ、これまでいろいろ給付金、お金を配るということにつきましては、国であり、都であり、区でもやってきたというところがありまして、効果についてどうだろうかというところは、確かに金丸委員おっしゃるように、なかなかつかめないところもあるのですけれども。給付だけではなくて、様々なこういう今現状の施策に関するところが、果たして、今のニーズに合っているのかとか、いろいろあると思いますので、我々としては、給付だけを考えるというわけではなくて、今後、いろいろな現状の施策であるとか、そういったことも含めて、今のニーズであるとか、また、事業の見直しとか、そういったことを考えながら、給付ではないところということも考えていきたいと思っております。

ご質問といたしましては、金丸委員おっしゃるようなところはあります。

金丸委員

よろしくご検討をお願いします。

堀米教育長

はい。

ほかにはございますでしょうか。よろしいでしょうか。

(なし)

堀米教育長

はい。

続きまして、令和5年度の学級編制につきまして、学務課長、説明をお願いいたします。

学務課長

はい。学務課長の大家でございます。それでは、令和5年度学級編制につきまして、学務課資料に基づきまして、ご説明させていただきます。

令和5年度の学級編制につきましては、文部科学省が実施する学校基本調査の基準日である5月1日の状況をご報告するものでございます。

資料、一番上段の部分が小学校の状況となります。左側が学級数となり、表の下が合計数になっておりまして、学級数は全体で118学級です。児童数につきましては、その表の一番右の端でございます。合計数は3,289名となっております。これを昨年の5月1日と比較いたしますと、学級数では、1校で1学級の減、3校で4学級の増。全体としては、3学級の増。児童数全体では、51名の増となっております。学級数増の内訳ですが、まず、千代田小学校1減、番町小学校1増、富士見小学校2増、昌平小学校1増という内訳となっております。

続きまして、中学校ですが、中学校と中等教育学校の前期課程につきましては、その下、真ん中の表となります。学級数は左側の一番下の合計でございますが、全体で35学級、生徒数が一番右端、右の一番端でございますが、1,185名となっております。昨年の5月1日と比較いたしますと、学級数全体としては、2学級の減、生徒数は64名の減となっております。学級減の内訳ですが、麴町中学校2減、同じく麴町中学校の特別支援学級1減、神田一橋中学校1増となっております。

下から2番目の表でございますが、特別支援教育における通級指導学級、特別支援教室の児童・生徒数ですが、こちらは、通常学級の児童・生徒数の中に含まれており、内数として記載しているのでございます。まず一番上の通級指導学級、こちらが昨年の19名から20名ということで、1名増、真ん中の小学校特別支援教室が178名から193名ということで、14名の増、中学校の特別支援教室が42名で、前年から増減はなしとなっております。

最後に、一番下の表につきましては、中等教育学校全体の学級数・生徒数でございます。昨年の5月1日と比較いたしまして、生徒数が全体で9名の減となっております。

説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

堀米教育長

はい。ありがとうございます。

ご質問等ありましたら、お願いたします。

よろしいでしょうか。

(なし)

堀米教育長

はい。

続きまして、令和5年度学校保健会総会の開催につきまして、学務課長、説明をお願いいたします。

学務課長

はい。それでは、続きまして、令和5年度千代田区学校保健会総会につきまして、口頭にてご報告させていただきます。

こちらは、学校保健会については、コロナ禍で総会を一堂に会して行うことが4年ぶりとなります。令和2年度は緊急事態宣言発出で中止、令和3年度、4年度は書面開催となっております。久しぶりにホール形式で、今週木曜日、5月25日、午後2時から4時の日程で、いきいきプラザ一番町、地

下のカスケードホールで開催いたします。

参加者、来賓、日程等については、既に教育委員の皆様にはゴールデンウィーク明けに通知をさせていただいているところでございます。

2時開会いたしまして、総会、議事が終わりましたら、基調講演がございまして、半蔵門のびすこどもクリニックの副院長であります河嶋讓先生をお迎えして、テーマは「危機的状況下における心のケア」ということで、ご講演をしていただく予定となっております。

繰り返しになりますが、2時に開会して、おおむね午後4時に閉会するという形で開催を考えております。

ぜひ、教育委員の皆様におかれましても、ご来賓としてご出席賜るよう、お願い申し上げます。

なお、俣野委員につきましては、ご連絡を頂きまして、当日、所用で30分程度遅れてご参加いただくと連絡を受けているところでございます。ほかの教育委員の先生方は、ご出席はいかがでしょうか。

長崎委員
佐藤委員
金丸委員
学務課長

参加します。

時間どおりに伺います。

はい。大丈夫です。

はい。ありがとうございます。

なお、当日は、会場入り口のピロティに各校・園の給食も展示しておりますので、そちらも、ぜひ、ご覧いただけたらと考えております。

よろしく願いいたします。

以上でございます。

堀米教育長

はい。出席の確認をさせていただきました。

ご質問、大丈夫でしょうか。

(なし)

堀米教育長

はい。ありがとうございます。

それでは、続きまして、5類感染症への移行後の学校における新型コロナウイルス感染症対策につきまして、学務課長、説明をお願いします。

学務課長

はい。学務課長でございます。5類感染症への移行後の学校における新型コロナウイルス感染症対策について、資料に基づいてご報告させていただきます。

項番1の概要をご覧ください。令和5年4月28日付文部科学省の通知を踏まえまして、新型コロナウイルス、5月8日付で5類感染症に移行することを受けまして、教育委員会として、新たな対応方針を定め、そして、学校(園)に通知をしたところでございます。

項番2をご覧ください。5月8日以降の感染症対策についてでございますが、まず、(1)教育委員会が策定した「千代田区立学校における新型コロナウイルス感染症対策等ガイドライン」は廃止とする。(2)として、新型コロナウイルス感染症対策としての児童生徒の健康状態の把握は不要とする。ただし、地域や学校において感染が流行している場合などは、活動場面

に応じて、「近距離」、「対面」、「大声」での発声や会話を控える。児童生徒間に触れ合わない程度の身体的距離を確保することなどの措置を一時的に講じるとともに、適切な換気の確保、手洗い等の手指衛生や咳エチケット等の指導を行うとさせていただきます。

次に、項番3、併せて、同日付で、5月8日、学校保健安全法施行規則の一部を改正する省令の施行に伴う対応についてでございますが、まず、(1)、こちらは、出席停止期間の基準の設定についてでございますが、「発症した後五日を経過し、かつ、症状が軽快した後一日を経過するまで」といたします。(2)として、濃厚接触者の取扱いについて、例えば、感染対策を行わずに、飲食をともにした者であっても、新型コロナウイルス感染症の感染が確認されていない者については、直ちに出席停止の対象とする必要はございません。それから、(3)として、感染が不安で休ませたいと相談があった児童生徒等の出欠の取扱いについては、合理的な理由があると校長が判断する場合には、「非常変災等児童生徒又は保護者の責任に帰すことができない事由で欠席した場合などで、校長が出席しなくてもよいと認めた日」として、指導要録上、「出席停止・忌引等の日数」の欄に記入し、欠席とはしないことも可能といたします。

5月8日以降、コロナ対策につきましては、こういったことで、各学校(園)に通知をさせていただき、児童・生徒が充実した学校生活を送ることができるよう、各学校(園)の事情に応じて、柔軟かつ適切な対応を依頼したところでございます。

報告は以上でございます。

堀米教育長

はい。この件に関しまして、ご質問がありましたら、お願いいたします。

金丸委員、どうぞ。

金丸委員

これ自身がどうこうというわけではないのですが、感覚的な問題として、5類に移行したから、コロナが違うものになるわけではないということ。もう既に、東京都での発生は、十分に把握されていないのですけれども、かなり多くなっていることを考えると、ちょっと気になるのが、2の(2)ですけれども、要するに、これは、感染が流行している場合などには、活動の場面に依拠してという限定語がついた上で、あとのものは、皆、並列でなっているのですよね。だけれど、この中で、並列の中で、最後のところ、適切な換気の確保、手洗い等の手指衛生や咳エチケットの指導を行うなどというのは、別にそういう限定がなくても、継続して、教育委員会として、僕はやるべきだろうと思っております。

堀米教育長

はい。学務課長。

学務課長

まさに、そこは金丸委員がおっしゃるところは一理も二理もあると認識しています。今現在、各学校現場においては、いきなりコロナ禍前に全てを戻すという状況は取っておりません。教室内の座席の間隔、それから、対面形式でのグループワークですとか、それから、給食時における対応、これも段階的に状況を見ながら、学校では校長先生以下、状況に応じた適切な指導と

対策を講じていただいていると認識しているところでございます。

ですから、当然、基本的な感染予防対策は講じつつ、子どもたちの状況、様子も見ながら、段階的にコロナ前の状況に学校環境もしていくものと考えております。

金丸委員

今のお話、重々分かっているのですけれども、私の言いたいのは、各学校の校長先生の判断に全部任せるというやり方ではなくて、教育委員会としても、最低限度、この程度のことはやりましょうという形での意見の発信というか、意向の発信というのをしてもいいのではないかと思っているということ言いたかった趣旨でございます。

学務課長

はい。ありがとうございます。

堀米教育長

学務課長、どうぞ。

学務課長

5月8日以前よりは、コロナの情報発信も、大分、一般の方、ご家庭でも減っているというのはあると思います。教育委員会としても、しっかりとそういった地域の状況やコロナ、また、ほかの感染症に関しても、そういった感染の拡大状況等を十分に把握、そして、留意しつつ、やはり児童・生徒に対する危険度がまた増してきたときには、適切な各校（園）への指導、通知をしていきたいと考えております。

よろしく願いいたします。

堀米教育長

はい。

ほかにございますでしょうか。

コロナだけではなくて、今、インフルエンザもはやっているところもありますので、いわゆる感染症全体についての予防対策というのは、これはもう年間を通じて、それは必要ではないかと。あとは、教育活動にマイナスにならないような形での対応ということも大事かと思っておりますので、その辺の指導も含めて、今後もよろしく願いいたします。

学務課長

はい。

堀米教育長

では、よろしいでしょうか。

(了 承)

堀米教育長

では、次、続きまして、臨海学校実施場所の変更につきまして、学務課長、説明をお願いします。

学務課長

はい。それでは、夏季自然体験教室（臨海学校）実施場所の変更について、学務課資料に基づきご報告させていただきます。

項番1の事業概要でございます。夏季自然体験教室（臨海学校）は、区立小学校4年生を対象に夏休み期間に実施され、海での遊泳や海浜での様々な体験活動、合宿、宿舎での集団生活を通して、心と体の健康づくりを図ることを目的として実施されているのは、ご案内のとおりでございます。

項番2のこの実施場所の変更理由でございます。昨年度、令和4年7月臨海学校終了後、実施場所であります岩井海岸の民宿の経営者の方より、高齢のため、来年度以降の実施に不安が残り、経営を続けていくことが困難であるという申入れがあり、令和5年度以降の実施場所について、変更を検討す

ることとしたものでございます。

項番3、4に、ご覧のとおり、検討項目と検討経過を記載させていただいております。記載のとおり、それを受けまして、令和4年8月から令和5年3月にかけて検討をしております。

まず、事務局のほうで、小学校4年生がバスで移動可能な範囲、2時間以内で到着できる候補地として、岩井のほかの民宿やその手前の保田、それから、やはり同じ千葉県の白子海岸、神奈川の三浦海岸などを調べました。そして、小学校長会にもお諮りして、検討をしております。

結果、項番5でございます。検討項目の条件を満たす施設を探したところ、条件を満たす唯一の施設として、サンセットブリーズ保田というところを変更実施場所として決定いたしましたところでございます。

この施設は、岩井での臨海学校実施時にも、往路の途中で施設隣接の海外で磯遊びを実施していることから、各学校のなじみも深く、そして、砂浜も波が非常に岩井よりも穏やかで、安全に臨海学校が実施できると。そして、往復バス移動にかかる時間も、岩井よりも東京から行くと手前に位置しますので、1時間以上短縮できるという、そういったメリットがございます。

繰り返しになりますが、項番6の変更実施場所、施設名はサンセットブリーズ保田、所在地はご覧のとおり、安房郡鋸南町でございます。

施設の概要につきましては、こちらは、裏面、案内図のとおりでございます。一番下のアプローチ、こちらに1階が駐車場、2階がスカッシュ&インドアスポーツエリアと書いてある建物がございまして、こちらでは、スカッシュコートのほか、卓球台も置いてありまして、少しスペースがございますので、雨天の場合のレクリエーション等でも使える。それから、フロントを通り抜けて、ダイニングのところに小さいのですが、階段があります。そこを降りてまいりますと、フットサルコートがございます。フットサルコートが3面ある施設になっております。

今年の7月からの臨海学校で実施場所として行っていきたいと考えております。

報告は以上でございます。よろしく申し上げます。

堀米教育長

はい。ありがとうございます。

質問がありましたら、お願いいたします。

金丸委員

では、すみません。

堀米教育長

はい。金丸委員、どうぞ。

金丸委員

もう既に校長会により実地の踏査があつて、校長会でもいいということになったので、場所自身については全然異論はないのですけれども、今までのところが駄目になった理由は、個人経営というところが書いてありますよね。

学務課長

はい。

金丸委員

今度のサンセットブリーズ保田というところというのは、経営主体はどうなっているのでしょうか。

学務課長 経営自体は、法人格で持っております。

金丸委員 株式会社ですか。

学務課長 はい。

それで、経営者が麴町中学校のOBでございまして、それで、実踏等に行ったときには、ぜひ、千代田区の学校が使ってもらえるなら、経営者としてもうれしいし、集中して使えるように便宜も図るようにしたいとおっしゃっていただいています。

堀米教育長 はい。

ほかにございますでしょうか。

長崎委員 長崎委員。

長崎委員 以前の岩井のときは、同時期に2校行って、別々の宿、民宿というのですか、宿に泊まって活動していたかと思うのですけれども、こちらになると、1つの施設で2校入るのか。それとも、前は2泊だったけれど、今年とかは1泊ですよ。

学務課長 はい。

長崎委員 そうすると、1校ずつ使うことになるのか。その辺はいかがですか。

学務課長 はい。施設の、児童数の多い学校は、こちらでも1校で、主に神田地域の学校は2校で、同時に宿泊ができますので。岩井のときのように、民宿を2か所に分けてということではなく、同じ1つの施設で事業が実施できる形になっております。

長崎委員 何かいいような気もするし、2校行くことで、雨が降ったときの活動場所が逆に狭まったりすることがあるのではないかと、そういう心配があるのですけれども、その辺もクリアになっている。

学務課長 はい。このすぐそばに、鋸南町の公民館がございまして。公民館と歴史資料館のようなものも併設されておまして、その公民館の中に、教育委員会事務局も入っておりまして、広い体育館というか、講堂がございまして。そちらでも、雨天の対応もできますし、また、この施設自体にも、先ほど言ったフットサル、それから、スカッシュコートのところも少しインドアで活動ができるスペースもあるので、また、鋸南町も、そういった雨天時の対応については、相談なり、そういった場所のご紹介もしていただけるということで、対応は大丈夫かと考えております。

長崎委員 はい。安心しました。はい。ありがとうございます。

堀米教育長 はい。

ほかに質問ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

(なし)

堀米教育長 続きまして、令和6年度使用教科用図書採択につきまして、指導課長、説明をお願いいたします。

指導課長 はい。指導課長です。それでは、令和6年度使用教科用図書採択について、説明いたします。

本件につきましては、前回の教育委員会においても報告をさせていただ

たところではありますけれども、改めて説明いたします。

まず、小学校、中学校、中等教育学校で使用する教科書を、義務教育小学校の教科用図書の無償措置に関する法律に基づきまして、千代田区でも、千代田区立小・中・中等教育学校前期課程教科用図書採択事務要綱及び細目、また、千代田区立九段中等教育学校後期課程教科用図書採択に関わる基本方針、千代田区立学校特別支援学級用教科用図書採択に関わる基本方針に基づいて、採択を行ってまいります。

今申し上げたところが、資料1から3番となります。後ほど、資料をご確認いただければと思います。

続きまして、資料4から8についてですが、こちらは、教科書採択における公正確保の徹底及び採択事務処理についての文部科学省や東京都教育委員会からの通知となっております。

続いて、資料9、今ご確認いただいている資料9につきましては、教科書展示会の実施についての資料となります。

項番3、展示期間といたしまして、特別展示会が6月8日から17日まで、法定展示が6月18日からというところで記載がございます。

次に、日程について、ご説明申し上げます。

こちらは、お示ししております資料、採択事務日程をご確認ください。こちら、前回の教育委員会でご説明いたしましたが、今年度、小学校教科用図書につきましては、調査研究及び教育委員会への答申を行いまして、最終的には、8月の教育委員会において採択していただくこととなります。また、中学校、中等教育学校前期課程におきましては、現在、使用している教科用図書についてご協議いただき、最終的に採択していただくこととなります。

さらに、特別支援学級における使用教科用図書につきましては、学級の児童・生徒の発達段階が多様であることから、単年度ごとに、その児童・生徒に適した教科書を採択することとなっております。特別支援学級の教科用図書の採択につきましては、特別支援学級設置校の校長からの申請によるものとされており、本区においては、小学校は千代田小学校と富士見小学校、中学校は麹町中学校の校長が児童・生徒の個別指導計画等に基づいて選定したものについて、ご協議いただき、教育委員会の皆様に最終的に採択していただくこととなります。

中等教育学校の後期課程の教科書につきましては、毎年、学校長の権限で選定していただいたものを教育委員会に報告し、教育委員会の皆様にこちら最終的に採択していただくこととなります。

今、ご確認いただいている資料にあります日程で進みまして、7月31日、臨時教育委員会にてご協議いただきまして、8月22日の教育委員会にて、ご協議いただくというスケジュールとなっております。

よろしく願いいたします。

本件についての説明は以上となります。

堀米教育長	はい。ご質問等ありましたら、お願いいたします。
堀米教育長	はい。金丸委員、どうぞ。
金丸委員	展示会等の関係ですけれども、特別展示会と法定展示会というのは、いずれも千代田図書館で展示をしているのでしょうか。それとも、千代田図書館で展示するのは、法定展示会だけですか。
堀米教育長	指導課長、お願いします。
指導課長	はい。どちらも、千代田図書館にて展示しております。
堀米教育長	よろしいでしょうか。
金丸委員	はい。
堀米教育長	はい。
	ほかにございますでしょうか。よろしいでしょうか。 (なし)
堀米教育長	はい。では、続きまして、いじめ、不登校、適応指導教室の利用状況（4月分）につきまして、指導課長、説明をお願いいたします。
指導課長	はい。それでは、続きまして、令和5年度4月のいじめ、不登校、適応指導教室の状況について、報告いたします。 まず、いじめにつきましては、4月の新規の報告は0件、昨年度からの継続が8件、解消は0件となっております。 次に、不登校につきましては、4月の授業日数が30日に満たないため、今月の不登校報告はございません。各学校に対しましては、年度初めに登校していない児童・生徒に対して、確実に連絡を取り、一人一人に対してサポートするように依頼をしているところでございます。今年度も1か月半がたったところではございますが、児童・生徒が安心して登校できるよう、学校、関係機関と連携を取ってまいります。 最後に、白鳥教室の利用状況についてとなります。全員が再登録という形になりますけれども、再登録の児童・生徒9名となっております。白鳥教室につきましては、セーフティネットとして、重要な役割となっております。今年度も、引き続き、学校、白鳥教室が情報共有しながら、連携して進めていけるようにしてまいります。 本件についての報告は以上となります。
堀米教育長	はい。ご質問等ありましたら、お願いいたします。 4月、5月ぐらいで、不登校が増えなければいいかと思っているのですが、それぞれの学校で、今、一生懸命対応はしているというふうなことでございます。 よろしいでしょうか。 (了承)

◎日程第3 その他

子ども総務課

(1) 教育委員会行事予定表

(2) 広報千代田 (6月5日号)

- 堀米教育長 それでは、日程第3、その他事項に入ります。
教育委員会行事予定表、広報千代田 (6月5日) につきまして、子ども総務課長、説明をお願いいたします。
- 子ども総務課長 はい。それでは、教育委員会行事予定表でございます。5月23日から7月6日までの予定を記載してございます。
本日、教育委員会定例会があり、5月27日土曜日は、麴町中学校と神田一橋中学校の体育祭がございます。週明けまして、6月5日の月曜日は、教育委員の皆様への訪問、お茶の水小学校。6月9日の金曜日には、同じく、教育委員の皆様への訪問が昌平幼稚園でございます。6月13日は教育委員の定例会でございます。6月15日からの週でございますが、6月21日水曜日、保幼小合同研修会 (神田地区) ということで、千代田小学校、幼稚園、教育委員の皆様への出席をお願いしてございます。それと、6月23日の金曜日は、前回もご案内いたしましたとおり、視察ということで、TOKYO GLOBAL GATEWAYに皆様と一緒に視察に行くという予定となっております。6月27日が教育委員会の定例会ということでございますので、皆様、参加をよろしくをお願いいたします。
説明は以上でございます。
- 堀米教育長 はい。ありがとうございます。
- 堀米教育長 ご質問ありますでしょうか。よろしいでしょうか。
(な し)
- 堀米教育長 また何かありましたら、子ども総務課へご質問ください。
では、広報千代田ですね。
- 子ども総務課長 はい。それでは、広報千代田 (6月5日号) でございます。
6月5日号につきましては、前回、当委員会でご案内した本区の無形文化財であります江戸手描き提灯を特集するものになっておりますので、発行されましたら、ぜひご覧いただければと思います。
案件といたしましては、子ども総務課1件、子育て推進課1件、児童・家庭支援センター1件、文化振興課2件の、生涯学習・スポーツ課6件ということで、合計12件となっております。
子育ての分野であるとか、図書館の催し、それから、皆さんの生活に直結するようなイベントのご案内等、満遍なくちりばめられているというところでございますので、ぜひ、ご確認をいただければと考えております。
報告は以上でございます。
- 堀米教育長 はい。ありがとうございます。
この件につきまして、ご質問ありましたら、お願いします。
よろしいでしょうか。
(な し)
- 堀米教育長 はい。ありがとうございます。

それでは、教育委員から情報提供等ございましたらということですが、俣野委員からお願いいたします。

俣野委員

はい。これは、読売新聞に、5月10日号に出ていたのですけれども、このところ、随分、ちまたで生成AIに関してのものが出ていますので、実は、私も試して、今、はやりのChatGPTというのですか、あれをやってみたのですけれども、結構、簡単にできてしまうので、うちの子どもたちというか、孫たちなどを見ていると、結構、いじり始めているので、何かその辺のところの対応というか、そういったものを、国からある程度指針は出るでしょうけれども、区として何か早めに手を打たれたほうがいいのではないかという、そのような思いをしていますけれども、その辺はいかがでしょうか。

俣野委員

それともう一つあります。

これは、5月12日の日経新聞に出ていたのですけれども、特別支援校の図書室がないということで、千代田区の場合は、特別支援学級ですので、これは、現状では、今、例えば、富士見とか、千代田の小学校の図書館を利用しているという、そういう形になっておるのでしょうか。

堀米教育長
指導課長

はい。それでは、両方まとめまして、指導課長でよろしいですか。

はい。指導課長です。

まず、最初のChatGPTに関してですけれども、こちらは、ニュースにもありました。文科省も夏頃を目安にということで、指針をというお話があったかと認識しております。

区といたしましても、独自に施策を打つべきところと、国や都の動向を重視すべきところというところで、非常に悩ましいところがあるのですけれども、こういった新しいところというのは、やはり国や都の動向をしっかりと注視しながら、対応を考えていく必要があるのかと考えているところです。文部科学省も禁止すべきと考える場面と、活用が考えられる場面というようなことも指針の中でお示しできればというふうな話も聞いております。効果的に活用していくということも非常に大切だと思いますし、これがまた評価ということになると、非常に教員も難しい場面も迫られますので、しっかりと動向を見極めて、速やかに対応は検討していきたいと思っております。

俣野委員

現実問題として、今、実際、学校で高学年とか、あるいは、中学校などでは、その辺のところは、まだそこまで利用しているようなことという事案は出ていないですか。

指導課長

配付しているタブレットには、当然、入ってはございませんけれども、各家庭でとかということになると、ちょっと分かりません。

堀米教育長

これについては、新井先生という、これを専門に研究している人がいるのですけれども、もう使う、使わないの話ではないのです。どのように使うかを、正しい使い方を教えていくということで、今現在だと、ChatGPTで正解が出るというのではないですよ。1つの参考資料として出てくる。だから、物によって、質問の仕方によっては、とんちんかんだと。全然、歴

史背景が違うものが出てきたりとかというもあるので、1つの資料として使うということだったら、調べ学習の中で使えることはできる。

今、一番問題になっているのは大学の資料で、これをそのまま出してしまうと、大学の先生が評価するのに、それを今度検証するのが大変なのです。だから、大学では、もう、これを使うな、これで論文を書くなということはあるようだけれど。

正しい使い方を指導していくことが教育委員会として大切ではないかとは思っています。

俣野委員 今の子どもたちは、例えば、読書感想文などもこれを使ってやると、出るのではないのかと思うのですけれど。この前、私はちょっと試してみたのだけれど、当たらずとも遠からずというようなのが出てくるので、その辺のところは、もう、多分、中学生とか、その辺はやっているのではないのかなどという感じを受けさせてもらうので。

指導課長 私も別なケースで幾つか試してやってみたことはありますけれども、ケースによっては、確かに非常に的を射たコメントも出てくることもありますので、教員としては、なかなか評価といえますか、判断は難しい場面もあるのだろうとは想像しています。

堀米教育長 もっともらしい文章を作るのが得意なのです。それが正しいかどうかというのは、また別の話です。

俣野委員 そうですね。

堀米教育長 はい。だから、この物語の粗筋はといったときには、全然とんちんかんな内容を言う場合もあるのです。ただ、流れはすごく流暢な流れ。その辺はやはりちゃんと見極めないと、これは絶対正しいものだと使うと、また間違えないかということがありました。

この辺については、またあさって校舎長会もありますし、研修会もありますので、ちょっと触れていきたいと思います。

俣野委員 実際に、現場でどんな感じかというのをちょっと知りたいです。

金丸委員 この辺については、本当にリテラシーの形で教育をすることができても、使うのを止めることができないし、今の段階で、日本語に関しては、まだ精度は高くないのですけれども、おとといも、実は、東大の先生たちと話していたのですけれども、小論文など、ほぼそれなりの点数ができるものが出てきてしまうのだそうです。非常に、そういう意味でどうするかというのが大問題と言っていました。

堀米教育長 そうですね。その新井先生が研究したところによると、今、現段階の状況だと、東大の入試は落ちると言うのです。別に、大学のランクをつけて言っているわけではないと思うのだけれど、GMARCHは受かるかもしれない。ただ、東大のような設問に対しての答えは、今のところ、まだ対応はできていない。ただ、これから先、どんどん、もう1日ごとに進んでいると言われていきますので、今後は分からないという状況ですね。

俣野委員 もう使い慣れてくると、設問の仕方によって、結構、的確なものが出てくる

みたいな、子ども、普通のそんな専門的なものではないですけども、非常にそんな感覚を受けています。

堀米教育長 質問の仕方を変えると、調べてはいけないものまで出てくるという報告もあります。

よろしいでしょうか。

俣野委員 ぜひ、ちょっと意識しておいてください。

堀米教育長 はい。

では、もう一点のほう、指導課長、お願いします。

指導課長 もう一点のほう、ニュースになっているのは、まさに、これは特別支援学校というようなケースの記事になっております。本区においては、先ほど委員おっしゃっていただいたように、特別支援学級、小学校2校、中学校1校ですけども、図書館の利用状況といたしましては、通常の学級と同じ、校内の図書館を利用するという状況となっております。特別支援学級に通っているお子さんがどの程度使っているかという調査は、特にしているわけではございませんけれども、本区におきましては、今年度から、小学校全校で、電子書籍サービスの活用も始めました。また、先日、文化振興課の調査報告においても、比較的、よく読書をしているというような傾向が見られたかと感じてはいるところです。

以上です。

俣野委員 他の記事にありましたけれども保護者の方としては、一般の図書館に行くのも非常にハードルが高いとか、そのようなことをおっしゃっている方もいるらしいです。当区の場合ですと、それぞれの学校にある学内の図書館に行くことで充当していると、そのようなことでよろしいのですか。

指導課長 そうですね。校内の図書館を利用しているということです。

俣野委員 利用しているということですね。

堀米教育長 図書館には通常学級も特別支援学級もありませんので、その学校の子どもでするので、誰もが自由に借りられ、見られるということです。

俣野委員 分かりました。ありがとうございました。

堀米教育長 ほかの委員さんからの情報提供、もしございましたら。

金丸委員。

金丸委員 4月26日のNHKの朝の7時「おはよう日本」という番組で、家庭環境における子どもたちの体験の格差が大分広がってきているということを言っておりました。そういう意味でも、今回の議題にもありました臨海学校とか、そういう学校でやる皆が共通に体験をしていくというのは、多分、これからますます重要になるという感じを受けました。それが第1点です。

第2点が、4月27日の朝日新聞のデジタル版で出てきたものですけども、岐阜市の東海第一幼稚園で、2017年7月20日、午後2時頃に起きた事故に対して、岐阜の地裁の判決が出ていると。どういう事案かということ、園児らが遊具を片づけるために、遊戯室の外にある道具箱へ行き来していた際に、遊戯室から走ってきた園児と男児が1階ホールで激突。男児は頭を強く

打ち、内斜視と診断されるというような事件で、相手方の園児も前歯が折れたのだそうです。

これについて、判決は、道具箱が置いてある場所というのが遊戯室から死角になっている場所に置かれていたとして、ふいに衝突する事故が発生する危険性は十分認められ、園側が予見することは容易であったと指摘して、園の責任を認めたという判決です。

これというのは、物理的に見えないだけではなくて、見えにくい状況などもありますので、逐次、千代田区も、園や学校の状況をチェックする必要があると感じました。

それから、次が、4月28日の日経新聞の39ページに出ていたのですけれども、港区では、2023年度から保育施設周辺の道路に自転車の子育て送迎ルートを整備して、園や保育園につながる道路に案内板を設置し、路側帯を着色して、それが分かるようにという、こういうことをするようになったのだそうです。保育施設が近くにあることを自動車などに知らせて、子どもたちを乗せた自転車や歩行者が安全に通行できるようにすることが目的だという。これは、1つ、見習うべきやり方かという感じで、もちろん、千代田区の中でそれが可能なところと可能でないところもあるとは思いますが、検討する余地があるかと思いました。

それから、次が5月9日の日本経済新聞に載っていたのですけれども、「子どもと向き合う学校」ということで、教員と生徒の対話時間を創設するということがいじめ防止に効果的だと。補習に活用ができるということ、授業を減らすという問題が、実は、これをやることで生じてしまうのだけれども、それよりも、そういうことが今は大切という場合もあるということ、授業を減らすことは駄目だという発想のタブー視をやめるべきではないか。実際に、そういう形でやっている学校がありますという紹介があります。

これをなぜ言いたいかという、実は、もちろん、教育行政というのは、法律に基づいてやらなければいけないのですけれども、法律の裏側には、その基になる思想とか考え方、発想があるわけです。そこをもう一度確認しながら、どこまで法律でできるのかという限界を探るという作業は、やはり教育委員会としても、常々、しなければいけない点だろうと思うのです。正直言いまして、麴町中学校の元の校長の工藤先生などは、それを追求していったわけですが、それが必ずしも十分に分かってもらえなかったところもあって、それで、下手すると、元に戻るような感じもこの前の説明会では受けたのですけれども。要は、教育の一番の基本は何なのか。そのためには何をやらなければいけないのかという発想を、法律でこう決まっているということで、排除しないで、そういう発想を大切にしながら、法律の中でできる最大限を何なのかをやはり検討していくことが今後も必要になるだろうと思って、この話題を提供させていただきました。

以上です。

堀米教育長

はい。ありがとうございます。

では、情報提供ということで、よろしいでしょうか。

金丸委員

はい。結構です。

堀米教育長

はい。ありがとうございます。

ほかの委員さんからも情報提供ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

(なし)

堀米教育長

はい。それでは、これから、意思形成過程に関する案件を取り扱いますので、秘密会となります。

傍聴の方はご退席をお願いします。

ただいまから5分間休憩を取らせていただきます。準備をお願いいたします。

(休憩)